

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成30年清水町条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）及び法第29条第1項に規定する地域型保育を行うものとして確認を受けた事業者が行う特定地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）並びに清水町認定こども園において実施する事業に係る利用者の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）及び法第29条第1項に規定する地域型保育を行うものとして確認を受けた事業者が行う特定地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）並びに<u>清水町立保育所、清水町認定こども園及び清水町立清水幼稚園</u>（以下「<u>清水幼稚園</u>」という。）において実施する事業に係る利用者の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 時間外保育料 清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年清水町条例第15号。以下「認定こども園条例」という。）第5条に規定する時間外保育事業に係る保育料をいう。</p> <p>(6) 一時保育料 認定こども園条例第6条に規定する一時保育事業に係る保育料をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 時間外保育料 <u>清水町保育所条例</u>（昭和38年清水町条例第24号。以下「<u>保育所条例</u>」という。）第5条及び清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年清水町条例第15号。以下「認定こども園条例」という。）第5条に規定する時間外保育事業に係る保育料をいう。</p> <p>(6) 一時保育料 <u>保育所条例</u>第6条及び<u>認定こども園条例</u>第6条に規定する一時保育事業に係る保育料をいう。</p> <p>(7) <u>預かり保育料</u> <u>清水幼稚園</u>において、幼稚園通常保育終了後に、幼稚園の管理下において保育することにより、保護者の子育てを支援する事業（以下「<u>預かり保育</u>」という。）に係る保育料をいう。</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> <p>(<u>預かり保育料</u>)</p> <p>第6条 <u>預かり保育料</u>は、子ども1人1時間につき300円とする。</p> |
| <p>(保育料、時間外保育料及び一時保育料の納付)</p> <p>第6条 保育料、時間外保育料及び一時保育料（以下「保育料等」という。）は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> | <p>(保育料、時間外保育料、一時保育料及び<u>預かり保育料</u>の納付)</p> <p>第7条 保育料、時間外保育料、一時保育料及び<u>預かり保育料</u>（以下「保育料等」という。）は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(保育料等の免除)</p> <p>第7条 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）<u>第14条</u>に規定する特定被監護者等が同一の世帯に2人以上いる場合は、年齢の最も高い子ども以外の子どもの保育料については全額を免除する。ただし、<u>第3条第4項</u>に規定する子どもに係る保育料は除く。</p> <p>2 <u>認定こども園条例第5条</u>に規定する時間外保育を利用する世帯及び<u>認定こども園条例第6条</u>に規定する一時保育を利用する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯（当該年度の4月1日から8月31日までの間にあっては前年度分、9月1日から翌年3月31日までの間にあっては当該年度分）に該当する場合は全額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育料等の不還付)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(保育料の滞納に関する措置)</p> <p>第9条 町長は、保育料の督促状の指定期限を経過したのちにおいても当該保育料の納入義務者が滞納している場合には、当該児童の登園の停止又は退園を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p> | <p>(保育料等の免除)</p> <p>第8条 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）<u>第14条の2第1項</u>に規定する特定被監護者等が同一の世帯に2人以上いる場合は、年齢の最も高い子ども以外の子どもの保育料については全額を免除する。ただし、<u>第3条第4項</u>に規定する子どもに係る保育料は除く。</p> <p>2 <u>保育所条例第5条</u>及び<u>認定こども園条例第5条</u>に規定する時間外保育を利用する世帯、<u>保育所条例第6条</u>及び<u>認定こども園条例第6条</u>に規定する一時保育を利用する世帯並びに<u>預かり保育</u>を利用する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯（当該年度の4月1日から8月31日までの間にあっては前年度分、9月1日から翌年3月31日までの間にあっては当該年度分）に該当する場合は全額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育料等の不還付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(保育料の滞納に関する措置)</p> <p>第10条 町長は、保育料の督促状の指定期限を経過したのちにおいても当該保育料の納入義務者が滞納している場合には、当該児童の<u>登所・登園</u>の停止又は<u>退所・退園</u>を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。